

花粉症の方、ご自愛ください。皆様お元気でしょうか？

## 労務協会からのお知らせ

### ★3月支給分の計算が済みましたら、給料の報告をお願いします。(再掲)

年度更新(労災・雇用保険料の平成16年4月～17年3月までの決算事務)の時期が近づいてまいりました。期間中の給料等を集計し保険料を計算しますので、3月支給分の給与計算が済みましたら、FAX等で報告をお願いします。労務協会では短期間に大量の処理を行ないますのでご協力をお願いします。(FAX:0543-47-5274)

### ★育児介護休業法が改正されました。

4月1日より、育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進する目的で法律が改正されます。今回は、育児休業・介護休業の対象労働者拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得・回数制限の緩和、子の看護休暇の創設といった育児介護制度を強化する内容です。対象者のいる、いないにかかわらず、就業規則の「育児介護休業規定」を改定する必要があります。改正内容など詳細については労務協会までご連絡ください。

### ★会社を退職して扶養家族になる場合の健康保険の手続きについて

従業員が「扶養家族(例えば妻や子など)が会社を退職したので、健康保険の扶養に入れる手続きをしたい」と会社に申し出があった場合は、あらかじめ従業員にその家族が雇用保険(失業保険)を受給するのかどうかの確認をお願いします。扶養家族になるためには「年収130万円未満」が要件になります(扶養家族が60歳未満の場合)。雇用保険受給中は、日額が130万円÷365日=3,562円以上あると、その期間は扶養家族にはなれません。労務協会では、退職後の扶養の手続きの連絡をいただいた際には、雇用保険を①受給する予定があるかまたは手続き中か ②受給しない場合はその理由 ③雇用保険の手続きが済んでいれば「雇用保険受給資格者票」のコピー(表裏)で受給する期間と金額 ④退職した会社名・住所・退職日を確認の上、扶養に入れる手続きをします。手続きがスムーズに行われますようご協力をお願いします。

<編集後記>先日、東京への新幹線の中で、今話題のライブドア社長である、ほりえもんの書いた『堀江貴文のカンタン!儲かる会社のつくり方』を読んだ。1時間くらいで読めるので、いまどきの経営者の考えることは?と、興味のある方はぜひ読んでいただきたい。ライブドア(1996年設立当時の社名は「有限会社オン・ザ・エッチ(崖っぶち、とういう意味)')設立時の資金調達の仕事から、従業員規模が大きくなるに従っての人事・組織の問題、株式公開時の様子がリアルに公開されている。内容は、多くが「人」「金」に関する問題で、社会保険労務士としても、興味深く読めた。本を読んだ印象は、ほりえもんは「合理的」なことを「当たり前」に「実行」している、ということである。「合理的」=利害関係の一致、「当たり前」=過去の慣習や利権にとらわれない、「実行」=実行戦略(ビジョンを決めたらそれに向け作戦を具体的に練りすばやく実行する)と私は受け止めたが、皆さんの印象はどうだろうか。ほりえもんの「社長日記」(ブログ)→[http://blog.livedoor.jp/takapon\\_jp/](http://blog.livedoor.jp/takapon_jp/) (一ノ宮 俊)

人)